

○五霞町多目的集会センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成25年12月16日

規則第11号

改正 平成29年10月2日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、五霞町多目的集会センターの設置及び管理に関する条例(平成25年五霞町条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により、五霞町多目的集会センター(以下「多目的センター」という。)を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、五霞町多目的集会センター利用許可申請書兼許可書(別記様式)を利用期日前3日までに町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該施設の利用を適当と認めたときは、五霞町多目的集会センター利用許可申請書兼許可書(別記様式)を申請者に交付するものとする。

2 町長は、多目的センターの利用を許可しないときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(使用料の納入)

第4条 条例第14条に規定する使用料は、利用の許可を受けたときに納入しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずに多目的センターにおいて、寄附の募集、物品の売買、飲食物の提供、広告物の掲示、写真撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (4) 許可を受けずに備え付けた備品等を使用しないこと。

2 前項に定めるもののほか、多目的センターの管理上必要があるときは、その都度、適宜町長が定める。

(管理上の立入り)

第6条 町長は、多目的センターの管理上必要があると認めるときは、利用を許可した施設に係る職員を立ち入らせることができる。

(指定管理者による管理の場合における規定の適用)

第7条 条例第17条第1項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に多目的センターの管理に関する業務を行わせる場合における第2条、第3条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式中「五霞町長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項の規定の適用については、同項中「適宜町長が」とあるのは「あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が」とする。

2 条例第17条第1項の規定により指定管理者に多目的センターの利用に係る料金を

当該指定管理者の収入として収受させる場合における第2条から第4条までの規定の適用については、第4条、様式第1号及び様式第2号中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条・第3条関係）

五霞町多目的集会センター利用許可申請書兼許可書

申請日 年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____
団体名 _____
氏 名 _____
電 話 () _____

次のとおり利用したいので申請します。

利用目的及び内容			
利用日時	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (日間) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
利用会場	大会議室 (全面 ・ 入口側 ・ 外側) 小会議室 (和室) 第1研修室 第2研修室 相談室		
利用人数	合計 人		
冷暖房の使用	有 ・ 無	マイク等使用の有無	有 ・ 無
持込設備の有無	有 ・ 無	有の場合の設備等	
使用料	円 減免措置 ・ 免除		
備考欄			

上記のとおり多目的集会センターの施設及び備品の使用を許可します。

許可日 年 月 日

印